

平成 23 年(ネ受)第 192 号損害賠償請求上告受理申立事件

申立人 ●●●●

相手方 医療法人社団繁明会

代表者理事長 高橋 捷 允

上告受理申立理由書(1)補足書

最高裁判所 御中

平成 24 年 1 月 20 日

●●●●

第 1 注射液が必然的に漏れて目に入る証言が審理されていない

- 1 ●●●医師（以下、●●医師）は陳情書で「眼球に薬液が入る場合というのは針が眼輪筋を通り越して更に眼板を通り越し場合が一つ考えられます。もう一つの場合は、針が極めて浅く入り、外側に薬液が漏れて、それが眼球に入るといった場合です」と陳述している（乙 4、P 4）。
- 2 また●●医師の尋問で「0.1 ml 前後刺す、0.1 ml 前後で眼輪筋に達する」「針が浅いと薬液が漏れる」漏れるのをふき取るのを見たことはない」「眼に入った入ったということ、言ってきてますので、全く、それは、もう全然何も検査できないような状態であった」と証言している（●●医師尋問調書、P 6～8、P 40～41）。
- 3 さらに製薬会社も「眼輪筋は極めて浅いため、針は浅くしか刺せない」「注射針を浅く刺すと注射液が外側に漏れる」「注射液は眼球に入ると角膜炎を起こすため、洗眼することが添付文書で義務づけられている」（甲 A 32）（添付 6）
- 4 しかし原審判決は、これらの最重要証言を全て阻却し、審理もせずに「注射液は目に入っていない」と認定して、それを前提として、他の全ての過失の阻却理由にすることは、採証法則違反、経験則違反、審理不尽と言わざるを得ない。

- 5 そこで、美容整形の分野で、実際に注射針を5mm程度深く刺しても注射液が漏れてくるためにアルコール綿で押さえる処置をしている動画により、高度の蓋然性で薬液が漏れることを示す（添付16）。

以上